

一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の制定についての意見  
の申出の説明

平成17年10月18日

人 事 院

人事院は、一般職の職員について、新たに留学費用の償還に関する法律を制定する必要があると認め、本日、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、意見の申出を行った。

職員が留学中に又はその終了後早期に離職した場合には、その成果を職務遂行に活用するという留学の所期の目的が達成できない。そこで、留学の実効性を確保するとともに、留学に対する国民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資するため、留学中に又はその終了後早期に職員が離職した場合、その離職した者に留学費用相当額の全部又は一部を償還させることが必要であり、一般職の職員の留学費用の償還に関する法律を定めることが適当であると認めて、意見の申出を行ったものである。その内容及び趣旨は、別紙のとおりである。

この法律は、その目的にかんがみ、平成18年度のできるだけ早い時期に実施されることが適当であり、この意見の申出の早期の実現を切望している。

## 別 紙

### 一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の内容及び趣旨

#### 第 1 目的

この法律は、職員の留学のために国が留学費用として支出した費用の償還に関し必要な事項を定めることにより、職員の留学の実効性を確保するとともに、職員の留学に対する国民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを目的とすること。

#### 【趣旨】

この法律の目的として、職員の留学のために国が留学費用として支出した費用の償還に関し必要な事項を定めることにより、職員の留学の実効性を確保するとともに、職員の留学に対する国民の信頼を確保し、もって公務の能率的な運営に資することを定めるものである。

#### 第 2 定義

- 1 この法律において「職員」とは、国家公務員法第 2 条に規定する一般職に属する職員をいうこと。
- 2 この法律において「留学」とは、学校教育法に基づく大学の大学院の課程（同法第 68 条の 2 第 4 項第 2 号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修するための研修のうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいうこと。
- 3 この法律において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用

として人事院規則で定めるものをいうこと。

#### 【趣旨】

- 1 この法律の対象となる留学は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するための研修であり、例えば、行政官長期在外研究員制度などが想定される。
- 2 償還の対象範囲である留学費用は、留学に必要な費用であり、例えば、旅費、大学院の授業料などが想定される。

### 第3 留学費用の償還

- 1 留学を命ぜられた職員であって、次のいずれかに該当するものは、それぞれに定める金額を国に償還しなければならないこと。
  - (1) 当該留学の終了までの間に離職した者 留学費用として当該留学のために国が支出した費用の総額に相当する金額
  - (2) 当該留学の終了後に離職した者であって、当該終了後における職員としての在職期間（次に掲げる期間を除く。）が5年に満たないもの  
留学費用として当該留学のために国が支出した費用の総額に相当する額を超えない範囲内において、当該在職期間を考慮して人事院規則で定める金額
- イ 国家公務員法第79条の規定による休職（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法第1条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合その他人事院規則で定める場合を除く。）の期間
- ロ 国家公務員法第82条の規定による停職の期間

ハ 国家公務員法第108条の6第1項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事した期間

ニ 国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定による育児休業をした期間

2 1の離職には、死亡を含まないものとする。

#### 【趣旨】

留学をした職員が離職した場合に、その者からその留学のため国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させるものである。

1(2)の金額を定める人事院規則においては、職員の在職期間に応じて減した金額を定めることとしている。

#### 第4 第3の適用除外

第3は、留学を命ぜられた職員が次に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しないこと。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第78条第2号に掲げる事由に該当して免職された場合

(2) 国家公務員法第78条第4号に掲げる事由に該当して免職された場合

(3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合

(4) 国家公務員法第81条の3に規定する期限の到来により退職した場合

(5) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(6) その他(1)から(5)までに掲げる場合に準ずるものとして人事院規則で定める場合

## 【趣旨】

職員が離職した場合であっても、公務災害又は通勤災害による心身故障の場合の分限免職、定年退職、任期満了による退職などの場合には、第3を適用しないこととするものである。

## 第5 特別職国家公務員等との人事交流等の場合の取扱い

- 1 任命権者（国家公務員法第55条第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。）の要請に応じ特別職国家公務員等（特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者をいう。）となるため退職した場合には、第3を適用せず、また、第3の1(2)の在職期間に特別職国家公務員等として在職した期間（当該在職期間から除かれる期間に相当するものとして人事院規則で定める期間を除く。）を含むものとする。
- 2 任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職した者が、特別職国家公務員等でなくなった場合（その後、引き続いて職員として採用される場合又は引き続き他の特別職国家公務員等として在職する場合を除く。）には、その者が当該特別職国家公務員等でなくなった時に、離職したものとみなして、第3及び第4を適用すること（第4の適用に当たり、第4に掲げる場合は、それらに相当するものとして人事院規則で定める場合とする。）。

## 【趣旨】

特別職国家公務員等との人事交流等の場合の取扱いとして、人事交流等

のために退職した場合は第3を適用せず、職員としての在職期間に特別職国家公務員等としての在職期間を含め、また、特別職国家公務員等でなくなった場合にはその時に離職したものとみなして、第3及び第4を適用することなどを定めるものである。

## 第6 人事院規則への委任

この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定めること。

以 上

### 付記

特定独立行政法人、国営企業及び日本郵政公社の職員については、その特殊性を考慮して制度を定めることを検討することが適当である。